

美幌町自治推進委員会からの参考意見一覧

No.	条項	参考意見（概要）
1	（町民参加の基本） 第 12 条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。 2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。 5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。	「町民が“積極的”に参加できるようにする」や、「町民も“できる限り”参加する。」といったような文言があったら良いのでは。
2	（町民参加の方法） 第 14 条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。 (1) 審議会等の会議の開催 (2) 意見交換会の開催 (3) 意見公募（パブリックコメント）手続の実施 (4) アンケート調査の実施 (5) その他適切な方法	意見を言う際、真っさらな用紙に自分の意見を書くとなると中々難しい。そのため、意見とまでは言えないが、ちょっとしたことでも届けられるような、チェックを付けるだけで意見が反映できるような様式があれば意見を言いやすい。 また、幅広く意見を求めるのであれば、町民に対してどう周知するか工夫が必要。
3	（提出された意見等の取扱い） 第 15 条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例（平成 12 年美幌町条例第 4 号）の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。 (1) 意見等の内容 (2) 意見等の検討結果及びその理由	町民皆に意見に対する回答を周知できるようにする等の文言があると良いのでは。具体的な文言を追加すると、広報、ホームページ、回覧等。 パブリックコメントの結果公表の方法について、町民に広く周知できるよう、公表の仕方を工夫してほしい。